二　法第二十条第一項第五号に係る認定業務	法第十条第五項第五号、第十五条第六項又は第二十六条の十三第五項（同条第十三項において準用する場合を含む。）、第七項若しくは第十五項の設計後の検査

2　（略）

（法第十条第四項の基準に適合することの確認等の方法）

第四十条　法第十条第四項の基準に適合することの確認は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について確認主任者（同表第三号、第四号、第八号、第九号、第十一号及び第十二号の場合にあつては、当該確認に係る設計を担当した者を除く。）に行わせるものとし、当該確認主任者の確認は、同表の下欄に掲げる基準適合証又は航空日誌に署名又は記名押印をすることにより行うものとする。

確認の区分	事項	基準適合証又は航空日誌
一・二　（略）	（略）	
三　法第十三条第四項の確認	型式証明を受けた型式の航空機の設計の変更について、当該設計の変更後の航空機が法第十条第四項の基準に適合すること。	次条第一項の設計基準適合証
四　法第十三条の二第四項の確認	追加型式設計の承認を受けた航空機の設計の変更について、当該設計の変更後の航空機が法第十条第四項の基準に適合すること。	
五　法第十六条第二項第一号の確認	装備品等の製造過程及び完成後の現状について、当該装備品等が法第十条第四項第一号の基準に適合すること。	次条第一項の装備品等基準適合証
六　法第十六条第二項第二号の確認	装備品等の製造過程（装備品等を製造する場合に限る。）及び完成後の現状について、当該装備品等が法第十条第四項第一号の基準に適合すること。	
七　法第十六条第二項第三号の確認	装備品等の修理又は改造の過程及びその作業完了後の現状について、当該装備品等が法第十条第四項第一号の基準に適合すること。	

二　法第二十条第一項第五号に係る認定業務	法第十条第五項第五号、第十四条の二第六項又は第二十九条第二項の設計後の検査

2　（略）

（法第十条第四項の基準に適合することの確認等の方法）

第四十条　法第十条第四項の基準に適合することの確認は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について確認主任者（同表第三号から第六号までの場合にあつては、当該確認に係る設計を担当した者を除く。）に行わせるものとし、当該確認主任者の確認は、同表の下欄に掲げる基準適合証又は航空日誌に署名又は記名押印をすることにより行うものとする。

確認の区分	事項	基準適合証又は航空日誌
一・二　（略）	（略）	
三　法第十三条第四項の確認	型式証明を受けた型式の航空機の設計の変更について、当該設計の変更後の航空機が法第十条第四項の基準に適合すること。	次条第一項の設計基準適合証
四　法第十三条の二第四項の確認	追加型式設計の承認を受けた航空機の設計の変更について、当該設計の変更後の航空機が法第十条第四項の基準に適合すること。	
五　法第十七条の二第二項の確認	修理改造設計が法第十条第四項の基準に適合すること。	次条第一項の装備品基準適合証
六　法第十七条の二第四項の確認	修理改造設計の承認を受けた設計の変更について、当該変更後の修理改造設計が法第十条第四項の基準に適合すること。	
七　法第十八条第三項第一号の確認	装備品の製造過程及び完成後の現状について、当該装備品が法第十条第四項第一号の基準に適合すること。	
八　法第十八条第三項第二号の確認	装備品の製造過程（装備品を製造する場合に限る。）及び完成後の現状について、当該装備品が法第十条第四項第一号の基準に適合すること。	